

監督員の完成検査をさせる必要のあるものについては、〔完成検査付〕の約定をそれぞれ行うものとし、契約が締結されたときは、契約担当役は、契約書の写しをもって当該物品の受渡場所を担当する物品出納役(物品出納長または分任出納長経由)および検査員に通知する。この場合の契約が監督員付または完成検査付のときは、契約担当役は、監督員に対しても同様の通知をするものとする。監督員付のものにあっては、監督員は工事過程の進行に応じて所要の検査を行い、監督員の完成検査付のものにあっては、監督員は完成検査を行い、それぞれの検査に合格したものについては〔検査合格証明書〕を作成して契約の相手方に交付するとともに、受渡場所に向けて出荷することを承認する。

受渡場所の長が契約の相手方から給付完了の届出(監督員付または完成検査付の場合は監督員の検査合格証明書が添付されていることが必要である)を受理したときはただちに検査員に連絡し、検査員は通常の場合は、給付完了の届出を受理した日から10日以内に給付完了の検査を終了しなければならない。検査員は主として外装、外観、寸法検査を行うものとし、必要に応じて機能検査および物理的・化学的試験をも行うが、監督員の検査合格証明書の添付があるものについては、監督員の検査事項についての検査を省略することができる。給付完了の検査に合格したものについては、検査員は〔検査調書〕を作成して納品書に添付して現品を物品出納役に回付することによって検査の手続が完了する。

4 検査合格証明書と検査調書の性格 検査合格証明書は監督員が約定した検査基準にもとづいて所要の検査を行い、合格したことを立証する証拠書類であって、検査員が行う給付完了の際の認定資料となるものであり、この書類作成の準拠法規は鉄道物品事務規程(昭和26・3総裁達第127号)第18条第2項の規定による。検査調書は検査員が約定した検査基準にもとづいて、所要の検査を実施した結果の合格を立証する書類であることは、検査合格証明書と同様であるが、このほかに国鉄の支出の証拠書類である契約の相手方の領収証書に添付する調書となるものであり、この書類作成の準拠法規は帝国鉄道会計契約事務規程(大正11・7達第546号)第83条および第84条の規定による。(大西照夫)

ぶっぴんのじゅんびけいかく 物品の準備計画(国鉄の)

国鉄における資材管理は、使用部門から独立の地位にある資材部門が行う制度になっており、この資材部門の任務は、資材管理の要点である「必要な資材を、必要な時期までに、その必要量だけを、できるだけ安く購入して配給する」という要請にこたえなければならない。使用現場からみれば、自己の作業を完全に遂行するためには、現場使用箇所の近くにあらかじめ相当量のストックを保有していることが望ましいことになる。しかし企業の経営合理化のためには、運転資金の回転上その物品の保有量は、必要最少限度であることが要求される。この貯蔵の安全率と、運転資金の回転率との要請は互に相矛盾するところであり、ここに物品準備計画の重要性がある。

1 物品準備計画の重要性

(1) 国鉄は公企業であり、その仕事が直接一般の公共生活に影響をおよぼすものであるから、資材の入手遅延を事由に仕事を中断するわけにはいかぬ。すなわち企業の公共性が、準備計画の正確性をまず要求するわけである。

(2) 一般私企業同様に、資材不足から生じる企業の経営的損失を防がねばならぬ。すなわち所要資材の未到着のため、一般職員が空費しなければならぬ手持時間や、資材不足のためやむ

なく高価で購入せねばならぬというような経済的損失は、準備を周到に行うことにより防ぎ得るわけである。

(3) 大量購入による経済性は、前広な準備を必要とする。

(4) 国鉄の使用資材の特異性が前広な準備を要求する。国鉄が毎年使用する資材は多種多様であり、その額も1千億をこえる額に達するわけであるが、その大半の物品は鉄道特有の市場性に乏しいものであり、その調達には製作期間の関係で相当長期を要するわけである。また一般市場品であっても企業の性格上、質の優秀を要するというような面からも、計画的な準備が要求されてくる。

(5) 経済的資材の運用には、最低の貯蔵量が適時適切な配給を行なわねばならぬ。これは周到な準備計画をたててはじめて達成されるわけである。

以上述べたように物品管理の巧拙はまず準備計画の良否にかかるわけであり、現在国鉄においては、所要資材の需要量をもっとも的確には握ることが可能である使用部門からの準備要求にもとづいて、年間所要資材の準備計画を立てる制度としている。

2 準備要求基準額 準備要求は整理区分にかかわらず準備計画者において、準備計画を必要とする物品について行わなければならない。これに対応した予算が準備要求基準額である。このため材料費予算中つぎのものはこの基準額に含まれない。

(1) 車両工場費 ア 製作品材料および2次製作品材料 イ 古材料 ウ 備用品、間接材料、作業用器具に決算する製作貯蔵品。

(2) 施設作業費 機械区において工場に製作委託する製作貯蔵品。

(3) 車両作業費 車両工場から受持区へ配給する製作貯蔵品。

(4) 各作業費の再用品材料

(5) (目)石炭で決算する石炭類および(項)運転作業費(目)流動燃料費で決算する油脂類。

これは本社で準備要求をまずに、別途準備計画をたてるので、準備要求を省略している。

以上述べたように準備要求基準額は、かならずしも材料費予算とは合致せず、また上半期の準備要求提出時には、新年度予算も通達前である等の事由から、現在では資材局が主管局と協議して、原則としてこの基準額を指示している。

3 準備要求数量の策定 準備要求者は予算にもとづいて所要物品の種類・数量・価格・所要時期等を調査して準備要求書を作成し、一般補修用資材については、計画貯蔵品・非計画貯蔵品別に4半期別の内訳を記して計画貯蔵品は年1回、非計画貯蔵品は上半期・下半期の2回に定期要求し、工事経費所要物品については、予算示達後すみやかに準備要求しなければならない。この要求数量は、予算にもとづいて工事計画上必要とする物品を算出し、その全数を品形別に使用要求しなければならぬのであるが、この品形別使用要求の例外につきのものがある。

(1) 工貯・2貯使用見込額 工場貯蔵品および第2貯蔵品に保有する物品を使用して、その充足を必要としないものについては、準備要求書総括表および準備要求額対予算実施計画比較表に〔工貯・2貯使用見込額〕と記入して、その見込額を計上する。これは現在使用要求であるので、使用するものはすべて品形別要求をしなければならぬわけであるが、同一物品の死蔵化を防ぐためと、一方では予算との対照を正確にするためである。ただし中央調達品中のレール、レール付属品、枕木等については、準備計画者において運用しているので、完全な使用要求をしなければならない。